

青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について (令和6年第2回青森市議会定例会提出予定案件)

1 制定理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日に公布されたこと等に伴い、以下の改正項目等について改正するため、「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定するものである。

2 条例の主な改正項目について

(1) 固定資産税（土地）の負担調整措置（据置制度における下落修正措置）の継続

(施行期日：公布の日)

■据置制度における下落修正措置：固定資産税の評価額は、基準年度の価格を3年間据え置くこととしているが、据置年度において地価が下落している場合に、価格の下落修正を行うことができるとする特例の措置。

○次の据置年度（令和7年度及び令和8年度）においても上記特例措置を継続する。

(2) 固定資産税のわがまち特例制度に係る改正

地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税法に定められた範囲内で、地方自治体が条例で特例率を決定する「わがまち特例制度」における特例措置の改廃に伴う改正を行う。

① 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直し(施行期日：公布の日)

■特例内容

【改正前】

- ・対象期間：令和6年3月31日まで
- ・特例期間：3年間
- ・バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）の特例率：
2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
- ※青森市は2/3として条例に規定している。

【改正後】

- ・対象期間：令和8年3月31日まで
- ・特例期間：3年間
- ・バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）の特例率：
イ 一般木質・農作物残さ区分に該当するもの6/7を参酌して11/14以上13/14以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
※青森市は6/7で制定する。
ロ 上記以外の設備
2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
※青森市は2/3として条例に規定している。

○バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）のうち一般木質・農作物残さ区分に該当するものに係るわがまち特例の特例率について、6/7で制定する。

②一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る課税標準の特例措置の見直し （施行期日：公布の日）

■特例内容

【改正前】

- ・対象期間：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行日（令和2年9月7日）～令和6年3月31日
- ・特例期間：5年間
- ・特例率：1/2

【改正後】

- ・対象期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日
- ・特例期間：5年間
- ・特例率：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
※青森市は1/2で制定する。

○都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に係るわがまち特例の特例率について、1/2で制定する。

③特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置の廃止 （施行期日：公布の日）

■特例内容

【改正前】

- ・対象期間：平成29年4月1日～令和6年3月31日
- ・特例期間：5年間
- ・特例率：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内で市町村の条例で定める割合
※青森市は1/2として条例に規定している。

【改正後】

特例措置廃止

○子ども・子育て支援法に基づく一定の保育施設（特定事業所内保育施設）の用に供する固定資産に係るわがまち特例の終了により、当該条文を削除する。

（3）国民健康保険税の賦課限度額の見直し（施行期日：公布の日）

■賦課限度額

【改正前】

- ・基礎課税額：65万円
- ・後期高齢者支援金等課税額：22万円
- ・介護納付金課税額：17万円

【改正後】

- ・基礎課税額：65万円
- ・後期高齢者支援金等課税額：24万円
- ・介護納付金課税額：17万円

○後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。

※基礎課税額（65万円）及び介護納付金課税額（17万円）は据え置き。

○この結果、国民健康保険税の賦課限度額は、106万円（現行：104万円）となる。

(4) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し（施行期日：公布の日）

■軽減判定所得

【改正前】

- ・ 5割軽減基準額：基礎控除額（43万円）
+10万円×（給与等所得者^{※1}の数-1）
+ **29万円**×被保険者数^{※2}
- ・ 2割軽減基準額：基礎控除額（43万円）
+10万円×（給与等所得者^{※1}の数-1）
+ **53.5万円**×被保険者数^{※2}

※1 給与所得者及び年金所得者

※2 同一世帯内で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療保険被保険者に移行した者を含む。

【改正後】

- ・ 5割軽減基準額：基礎控除額（43万円）
+10万円×（給与等所得者^{※1}の数-1）
+ **29.5万円**×被保険者数^{※2}
- ・ 2割軽減基準額：基礎控除額（43万円）
+10万円×（給与等所得者^{※1}の数-1）
+ **54.5万円**×被保険者数^{※2}

○軽減判定基準となる所得の算定について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減は29.5万円（現行：29万円）に、2割軽減は54.5万円（現行：53.5万円）にそれぞれ引き上げる。※7割軽減基準額は据え置き。